No.１６

令和７年（９月）

第３回定例会議案
参　考　資　料

熊谷市

目　　次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第７９号	熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職員課	1
第８０号	熊谷市立学校設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表	学校教育課	5
第８１号	熊谷市地域コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表	市民活動推進課	6
第８２号	熊谷市立保育所条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	１０
第８３号	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	障害福祉課	１１
第８４号	熊谷市保健施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表	健康づくり課	１４
第８５号	熊谷市休日・夜間急患診療所条例の一部を改正する条例案新旧対照表	母子健康センター	１５
第８６号	熊谷市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表	下水道課	１６
第８７号	熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	経営課	１７
第８８号	熊谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照表	水道課	１８
第８９号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	１９
第９０号	熊谷市定住人口増加のための固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	資産税課	２０
第９１号	熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	生活福祉課	２１
第９５号	業者名及び入札結果 （(仮称）第２中央生涯活動センター建築工事）	市民活動推進課 （契約課）	２５

第９６号	業者名及び入札結果 （(仮称）第２中央生涯活動センター電気工事）	市民活動推進課（契約課）	４０
第９７号	業者名及び入札結果 （(仮称）第２中央生涯活動センター設備工事）	市民活動推進課（契約課）	４２
第９８号	工事請負契約の締結についての変更について （熊谷市立熊谷東小学校教室棟改修建築工事）	教育総務課（契約課）	４４
第９９号	工事請負契約の締結についての変更について （熊谷市立荒川中学校教室棟改修建築工事）	教育総務課（契約課）	４５
第１００号	工事請負契約の締結についての変更について （熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事（１期））	教育総務課（契約課）	４６
第１０１号	廃止路線調書・位置図	管理課	４７

議案第７９号の参考資料

熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市職員の育児休業等に関する条例（平成１７年条例第３８号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第１０条第１項及び第２項、第１４条、第１５条並びに第１９条第１項、第２項、第３項及び第５項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第１０条第１項及び第２項、第１４条、第１５条並びに第１９条第１項及び第２項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。
（部分休業をすることができない職員） 第１８条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴　（略） ⑵　勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）	（部分休業をすることができない職員） 第１８条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴　（略） ⑵　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
（第１号部分休業の承認） 第１９条　育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下この条において「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として行うものとする。	（部分休業の承認） 第１９条　部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第８条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終りにおいて、３０分を単位として行うものとする。
２　勤務時間条例第１４条第２項第７号	２　勤務時間条例第１４条第２項第７号

改　正　案	現　行
の規定による特別休暇又は勤務時間条例第１５条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	の規定による特別休暇又は勤務時間条例第１５条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
３　非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間３０分を減じた時間（当該時間が２時間を超える場合には、２時間）を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第６７条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。	３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間３０分を減じた時間（当該時間が２時間を超える場合には、２時間）を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第６７条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。
（第２号部分休業の承認） 第１９条の２　育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下この条において「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。 ⑴　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数	

改　正　案	現　行
⑵　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数 （育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間） 第１９条の３　育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。 （育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間） 第１９条の４　育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 ⑴　非常勤職員以外の職員　７７時間３０分 ⑵　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間 （育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情） 第１９条の５　育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（第２１条において「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。	
（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第２０条　職員が育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業の承認を受け	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第２０条　職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第

改　正　案	現　行
て勤務しない場合には、給与条例第１１条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第２１条　育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。	１１条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第２１条　第１４条の規定は、部分休業について準用する。

議案第８０号の参考資料

熊谷市立学校設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立学校設置条例（平成１７年条例第８８号）

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>
（名称及び位置）
第２条　前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。
⑴　小学校
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>熊谷市立市田小学校</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>熊谷市立妻沼西小学校</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>熊谷市立妻沼東小学校</td><td>熊谷市上根３５８番地</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
⑵　（略）
</td><td>
（名称及び位置）
第２条　前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。
⑴　小学校
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>熊谷市立市田小学校</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>熊谷市立長井小学校</td><td>熊谷市上根３５８番地</td></tr>
<tr><td>熊谷市立秦小学校</td><td>熊谷市葛和田８３１番地</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>熊谷市立妻沼西小学校</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
⑵　（略）
</td></tr>
</table>

議案第８１号の参考資料

熊谷市地域コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市地域コミュニティセンター設置条例（平成１７年条例第１２５号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案

熊谷市立地域コミュニティセンター条例

（設置）

第１条　本市は、地域住民によるコミュニティ活動及びその他文化的な各種行事の用に供するため、熊谷市立地域コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
（略）	（略）
熊谷市立妻沼東二丁目地域コミュニティセンター	（略）

別表（第５条関係）

施設名	室名	使用料			
		午前	午後	夜間	全日

現　　行

熊谷市地域コミュニティセンター設置条例

（設置）

第１条　本市は、地域住民によるコミュニティ活動及びその他文化的な各種行事の用に供するため、熊谷市地域コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　センターの名称及び位置は、つぎのとおりとする。

名称	位置
熊谷市立男沼地域コミュニティセンター	熊谷市男沼１１８番地
熊谷市立太田地域コミュニティセンター	熊谷市飯塚１４１０番地１
熊谷市立長井地域コミュニティセンター	熊谷市江波３６３番地
熊谷市立妻沼小島地域コミュニティセンター	熊谷市妻沼小島２３５７番地１
（略）	（略）
熊谷市立妻沼東二丁目地域コミュニティセンター	（略）
熊谷市立妻沼東三丁目地域コミュニティセンター	熊谷市妻沼東三丁目１０４番地

別表（第５条関係）

施設名	室名	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
熊谷市立男沼地域コミュニティセンター	和室	１，０５０円	１，０５０円	１，５７０円	３，６７０円
	第１会議室	１，０５０円	１，０５０円	１，５７０円	３，６７０円
	第２会議室	１，０５０円	１，０５０円	１，５７０円	３，６７０円
	調理室	１，０５０円	１，０５０円	１，５７０円	３，６７０円
熊谷市立太田地域コミュニティセンター	和室	１，０５０円	１，０５０円	１，５７０円	３，６７０円
	第１会議室	１，０５０円	１，０５０円	１，５７０円	３，６７０円
	第２会議室	１，０５０円	１，０５０円	１，５７０円	３，６７０円
	調理室	１，０５０円	１，０５０円	１，５７０円	３，６７０円
熊谷市立長井地域コミュニティセンター	和室	１，０５０円	１，０５０円	１，５７０円	３，６７０円
	会議室	２，１００円	２，１００円	３，１４０円	７，３４０円
	調理室	１，０５０円	１，０５０円	１，５７０円	３，６７０円

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
熊谷市立妻沼東二丁目地域コミュニティセンター	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考　(略)

熊谷市立妻沼小島地域コミュニティセンター	会議室	１，０５０円	１，０５０円	１，５７０円	３，６７０円
	調理室	１，０５０円	１，０５０円	１，５７０円	３，６７０円
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
熊谷市立妻沼東二丁目地域コミュニティセンター	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
熊谷市立妻沼東三丁目地域コミュニティセンター	会議室	１，０５０円	１，０５０円	１，５７０円	３，６７０円

備考　（略）

議案第８２号の参考資料

熊谷市立保育所条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立保育所条例（平成１７年条例第１３５号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案

別表（第２条関係）

保育所の名称	位置	定員
熊谷市立中央保育所	熊谷市石原三丁目２７番地	１５０人
熊谷市立籠原保育所	（略）	（略）

現　行

別表（第２条関係）

保育所の名称	位置	定員
熊谷市立荒川保育所	熊谷市伊勢町３００番地	６０人
熊谷市立銀座保育所	熊谷市末広四丁目４番２２号	６０人
熊谷市立籠原保育所	（略）	（略）
熊谷市立石原保育所	熊谷市石原三丁目１２１番地１	６０人
熊谷市立玉井保育所	熊谷市玉井２１０５番地１	６０人

議案第８３号の参考資料

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成１７年条例第１５７号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（定義） 第２条　この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 ⑴～⑶　（略） ⑷　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項の表に定める２級の障害を有するもの ⑸・⑹　（略） ２・３　（略） （対象者） 第３条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。 ⑴　重度心身障害者となった年齢が６５歳以上の者（前条第１項第５号又は第６号に掲げる者であって、６５歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあり、その旨の市長の認定を受けたものを除く。） ⑵～⑺　（略） （助成金） 第４条　市長は、対象者に係る医療の一部負担金（第２条第１項第３号に掲げる者が医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第１号に規定する精	（定義） 第２条　この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 ⑴～⑶　（略） ⑷・⑸　（略） ２・３　（略） （対象者） 第３条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。 ⑴　重度心身障害者となった年齢が６５歳以上の者（前条第１項第４号又は第５号に掲げる者であって、６５歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあり、その旨の市長の認定を受けたものを除く。） ⑵～⑺　（略） （助成金） 第４条　市長は、対象者に係る医療の一部負担金（第２条第１項第３号に掲げる者が医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第１号に規定する精

改　正　案	現　行
神病床（以下この条において「精神病床」という。）に入院したときの一部負担金又は第２条第１項第４号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金を除く。以下この条において同じ。）（１５歳に達する日の属する会計年度の末日までの間にある対象者にあっては、当該対象者に係る医療の一部負担金に当該対象者に係る食事療養標準負担額（第２条第１項第３号に掲げる者が精神病床に入院したときの食事療養標準負担額を除く。）又は生活療養標準負担額（食事療養標準負担額に相当する額に限る。）を加算した額）について、対象者に助成金を支給するものとする。ただし、税の申告を行わないことその他の被保険者等の責めにより過分の自己負担があるときは、その額については助成金の支給の対象としない。	神病床（以下この条において「精神病床」という。）に入院したときの一部負担金を除く。以下この条において同じ。）（１５歳に達する日の属する会計年度の末日までの間にある対象者にあっては、当該対象者に係る医療の一部負担金に当該対象者に係る食事療養標準負担額（第２条第１項第３号に掲げる者が精神病床に入院したときの食事療養標準負担額を除く。）又は生活療養標準負担額（食事療養標準負担額に相当する額に限る。）を加算した額）について、対象者に助成金を支給するものとする。ただし、税の申告を行わないことその他の被保険者等の責めにより過分の自己負担があるときは、その額については助成金の支給の対象としない。
２　前項の「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５８条第１項の規定により支給された自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第１条の２第３号に規定する精神通院医療（以下この項において「精神通院医療」という。）に係るものに限る。以下この項において同じ。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律第５０条に規定する後期高齢者医療の被保険者であって、精神通院医療に該当する医療費について自立支援医療費が支給されなかった場合における当該自己負担分を含む。）をいう。	
３　第１項本文の規定にかかわらず、市長は、対象者の前年（助成金の支給を申請しようとする日の属する月が１月から９月までの場合にあっては、前々	２　前項本文の規定にかかわらず、市長は、対象者の前年（助成金の支給を申請しようとする日の属する月が１月から９月までの場合にあっては、前々年）

改　正　案	現　行
年）の所得の額が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和５０年政令第２０７号。次項において「政令」という。）第７条に規定する額を超える場合は、その年の１０月から翌年９月までの間の助成金を支給しない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。	の所得の額が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和５０年政令第２０７号。次項において「政令」という。）第７条に規定する額を超える場合は、その年の１０月から翌年９月までの間の助成金を支給しない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。
４　（略）	３　（略）
（受給者証の交付等）	（受給者証の交付等）
第６条　（略）	第６条　（略）
２　市長は、第４条第３項本文の規定により助成金を支給しないこととしたとき、又は前条の規定による申請があった場合で登録をしないこととしたときは、規則で定めるところにより、受給者又は当該申請をした対象者に通知するものとする。	２　市長は、第４条第２項本文の規定により助成金を支給しないこととしたとき、又は前条の規定による申請があった場合で登録をしないこととしたときは、規則で定めるところにより、受給者又は当該申請をした対象者に通知するものとする。
（届出）	（届出）
第９条　（略）	第９条　（略）
２　前項の対象者は、第４条第３項本文の所得の状況について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。	２　前項の対象者は、第４条第２項本文の所得の状況について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

議案第８４号の参考資料

熊谷市保健施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市保健施設条例（平成１７年条例第１６３号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
熊谷市保健センター条例 （設置） 第１条　市民の健康の保持及び増進を図るため、熊谷市保健センター（以下「保健センター」という。）を設置する。 （位置） 第２条　保健センターの位置は、熊谷市石原三丁目２７番地とする。 （事業） 第３条　保健センターは、次に掲げる事業を行う。 ⑴～⑺　（略） （職員） 第４条　保健センターに所長その他必要な職員を置く。 （利用） 第５条　保健センターを利用できる者は、市内に居住するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。	熊谷市保健施設条例 （設置） 第１条　市民の健康の保持及び増進を図るため、熊谷市保健施設（以下「保健施設」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第２条　保健施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称：位置 熊谷保健センター：熊谷市箱田一丁目２番３９号 母子健康センター：熊谷市大原一丁目５番３６号 妻沼保健センター：熊谷市弥藤吾２４４１番地１ （事業） 第３条　保健施設は、次に掲げる事業を行う。 ⑴～⑺　（略） （職員） 第４条　保健施設に所長その他必要な職員を置く。 （利用） 第５条　保健施設を利用できる者は、市内に居住するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

議案第８５号の参考資料

熊谷市休日・夜間急患診療所条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市休日・夜間急患診療所条例（平成１７年条例第１６４号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（名称及び位置） 第２条　診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。 ⑴　（略） ⑵　位置　熊谷市石原三丁目２７番地 （診療日等） 第４条　休日の診療（次項の夜間の診療を除く。）は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、１２月３０日、１２月３１日、１月２日及び１月３日に行い、診療時間は午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時までとし、診療科目は内科及び小児科とする。 ２　夜間の診療は、毎日行い、診療時間は午後７時３０分から午後１０時までとする。 ３　（略） （使用料及び手数料） 第５条　使用料は、診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）別表第１医科診療報酬点数表に基づいて算定した額とする。 ２～４　（略）	（名称及び位置） 第２条　診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。 ⑴　（略） ⑵　位置　熊谷市大原一丁目５番３６号 （診療日等） 第４条　休日の診療（次項の夜間の診療を除く。）は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、１２月３０日、１２月３１日、１月２日及び１月３日に行い、診療時間は午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時までとし、診療科目は内科、小児科及び歯科とする。ただし、歯科の診療時間は、午前９時から正午までとする。 ２　夜間の診療は、毎日行い、診療時間は午後７時３０分から午後１０時までとし、診療科目は内科及び小児科とする。 ３　（略） （使用料及び手数料） 第５条　使用料は、診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）別表第１医科診療報酬点数表又は別表第２歯科診療報酬点数表に基づいて算定した額とする。 ２～４　（略）

議案第８６号の参考資料

熊谷市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市下水道条例（平成１７年条例第２１７号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（排水設備指定工事店の指定） 第７条　排水設備等の新設等の工事（市長が別に定める軽微な工事を除く。以下この項において同じ。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条に規定する管理者又は同法第３９条の２第１項に規定する企業長を含む。）が指定をした者が当該工事を行う必要があると認めるときは、この限りでない。	（排水設備指定工事店の指定） 第７条　排水設備等の新設等の工事（市長が別に定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。
２・３　（略）	２・３　（略）
（占用） 第５１条　（略）	（占用） 第５１条　（略）
２　市は、前項の占用の許可を受けた者から熊谷市道路占用料徴収条例（平成１７年条例第２０１号）の例により占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。	２　市は、前項の占用の許可を受けた者から熊谷市道路占用料徴収条例（平成１７年条例第２０１号）の例により占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。
⑴～⑶　（略）	⑴～⑶　（略）
⑷　地方公共団体が行う事業で地方公営企業法第２条第１項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件	⑷　地方公共団体が行う事業で地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２条第１項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件

議案第８７号の参考資料

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１７年条例第２２４号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（給与の減額） 第１５条　（略） ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の全部又は一部（２時間を超えない範囲内又は１年につき市長が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が介護を要する者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が介護を要する者の介護をするため、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） 第１５条　（略） ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が介護を要する者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が介護を要する者の介護をするため、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

議案第８８号の参考資料

熊谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市水道事業給水条例（平成１７年条例第２２５号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（工事の施行） 第８条　給水装置工事は、市長又は市長が法第１６条の２第１項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条に規定する管理者又は同法第３９条の２第１項に規定する企業長を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第１６条の２第１項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。 ２　（略）	（工事の施行） 第８条　給水装置工事は、市長又は市長が法第１６条の２第１項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 ２　（略）

議案第８９号の参考資料

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立児童クラブ条例（平成１８年条例第３６号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
別表（第２条関係） 名称 ／ 位置 熊谷市立石原児童クラブ ／ 熊谷市石原三丁目２７番地 （略） ／ （略） （略） ／ （略） 熊谷市立第３玉井児童クラブ ／ （略） 熊谷市立第４玉井児童クラブ ／ 熊谷市高柳１１６番地１ 熊谷市立大里さくら児童クラブ ／ 熊谷市箕輪３０番地１	別表（第２条関係） 名称 ／ 位置 熊谷市立石原児童クラブ ／ 熊谷市本石一丁目１０番地 （略） ／ （略） （略） ／ （略） 熊谷市立第４石原児童クラブ ／ 熊谷市石原三丁目１番地１ 熊谷市立第５石原児童クラブ ／ 熊谷市石原三丁目１番地１ 熊谷市立第３玉井児童クラブ ／ （略） 熊谷市立大里さくら児童クラブ ／ 熊谷市箕輪７番地

議案第９０号の参考資料

熊谷市定住人口増加のための固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市定住人口増加のための固定資産税等の課税免除に関する条例（平成２６年条例第３８号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（対象住宅） 第２条　固定資産税等の課税免除の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 ⑴　（略） ⑵　平成２６年１月２日から令和１２年１月１日までの間に、新築され、又は購入され、かつ、固定資産税等の課税免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）を登記名義人とする所有権の保存又は移転の登記がされている住宅 ⑶　（略）	（対象住宅） 第２条　固定資産税等の課税免除の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 ⑴　（略） ⑵　平成２６年１月２日から令和８年１月１日までの間に、新築され、又は購入され、かつ、固定資産税等の課税免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）を登記名義人とする所有権の保存又は移転の登記がされている住宅 ⑶　（略）

議案第９１号の参考資料

熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市個人番号の利用に関する条例（平成２７年条例第４１号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案

別表第１（第３条関係）

執行機関	事務
4　市長	（略）

別表第２（第３条関係）

執行機関	事務	特定個人情報

現　　行

別表第１（第３条関係）

執行機関	事務
４　市長	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
５　市長	（略）

別表第２（第３条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
４　市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

4　市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	（略）
		（略）
		（略）
		熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの
5　市長	（略）	（略）

5　市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	（略）
		（略）
		（略）
		熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの
6　市長	（略）	（略）

議案第９５号の参考資料

業　者　名　及　び　入　札　結　果

工　　事　　名	（仮称）第２中央生涯活動センター建築工事
工　事　場　所	熊谷市石原１４０７番地１ほか
入　札　年　月　日	第１回　令和７年６月２７日 第２回　令和７年６月３０日

入　札　対　象　額	予　定　価　格	最　低　制　限　価　格
1,515,800,000　円	1,515,800,000　円	1,394,536,000　円
うち消費税等の額	入札書比較価格	最低制限価格の100/110
137,800,000　円	1,378,000,000　円	1,267,760,000　円

番号	業者名	入札額				結果
		第１回		第２回		
		金額	順位	金額	順位	
1	田部井・時田特定建設工事共同企業体	円 1,520,000,000	2	円 1,380,000,000	2	
2	㈱ケージーエム	1,427,000,000	1	1,368,000,000	1	落札
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

落　札　業　者	落札金額		
	入札金額	消費税等の額	合　計
㈱ケージーエム	1,368,000,000　円	136,800,000　円	1,504,800,000　円

１　工 事 名　　（仮称）第２中央生涯活動センター建築工事

２　工事場所　　熊谷市石原１４０７番地１ほか

３　建物概要

⑴　集会場

構造　鉄筋コンクリート造　地上２階建て

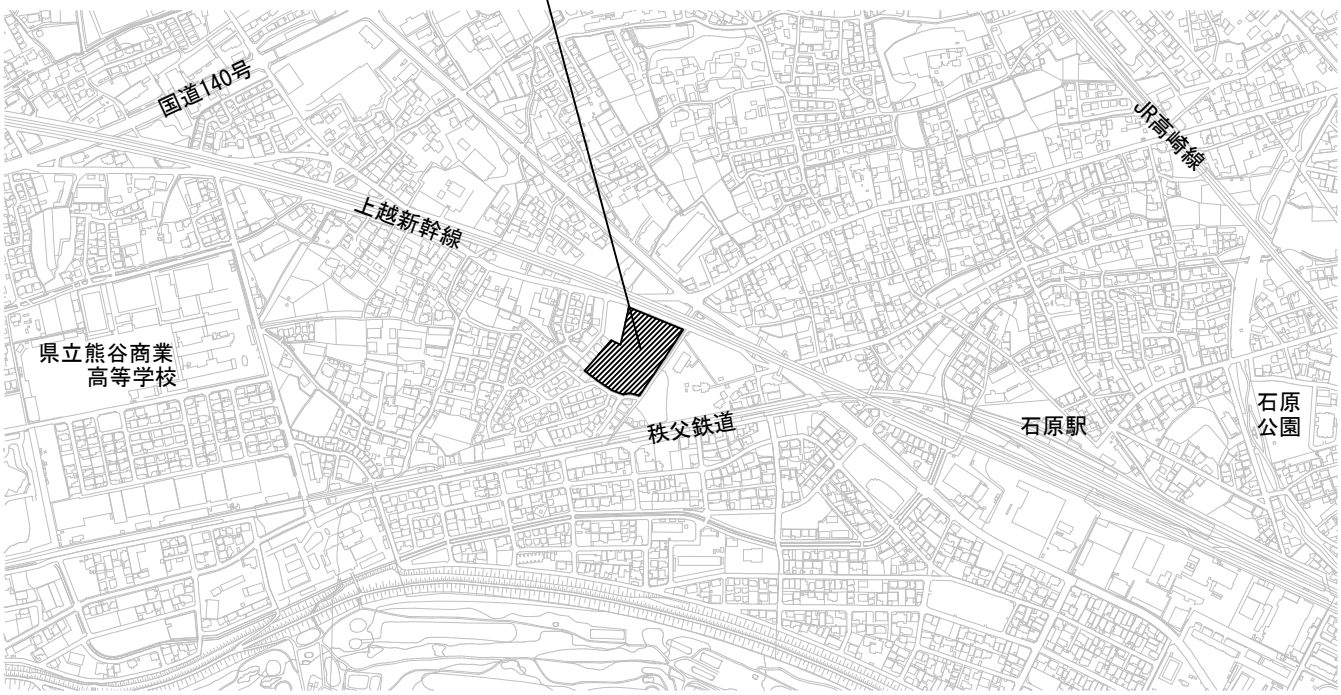
面積　３０４６．２３㎡

⑵　駐輪場

構造　鉄骨造　平屋建て

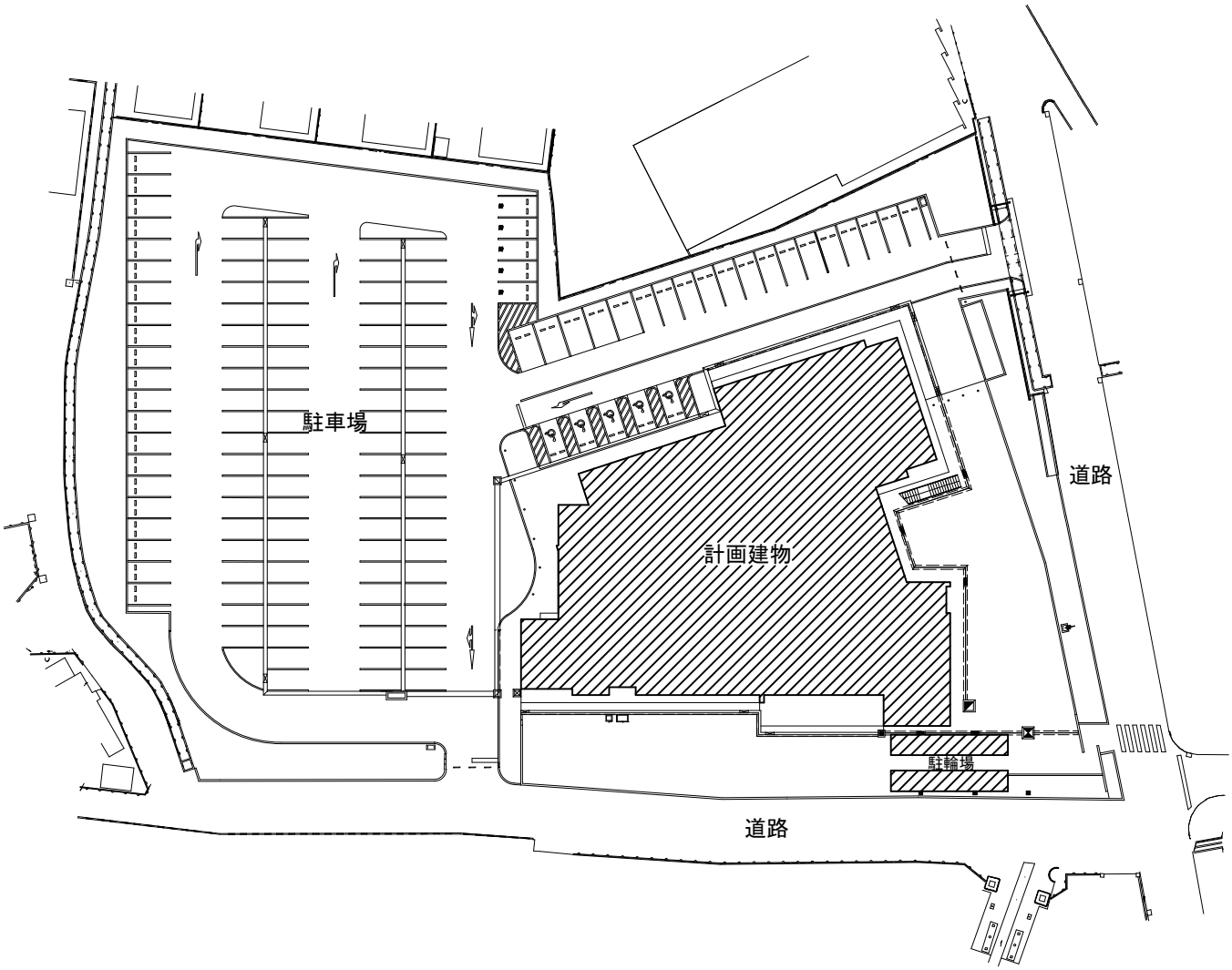
面積　２８．０５㎡（１棟につき）

工事場所：熊谷市石原１４０７番地１ほか

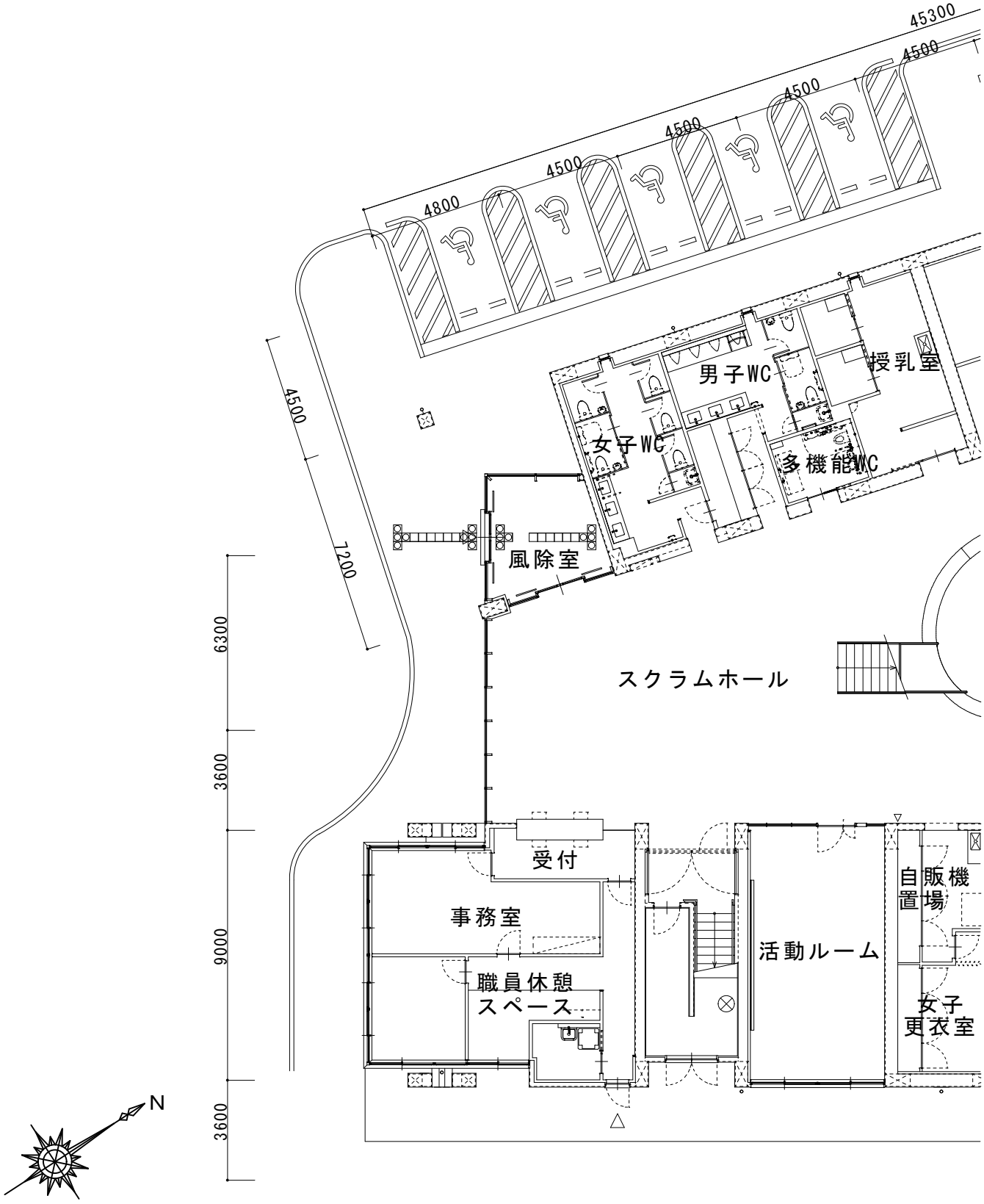




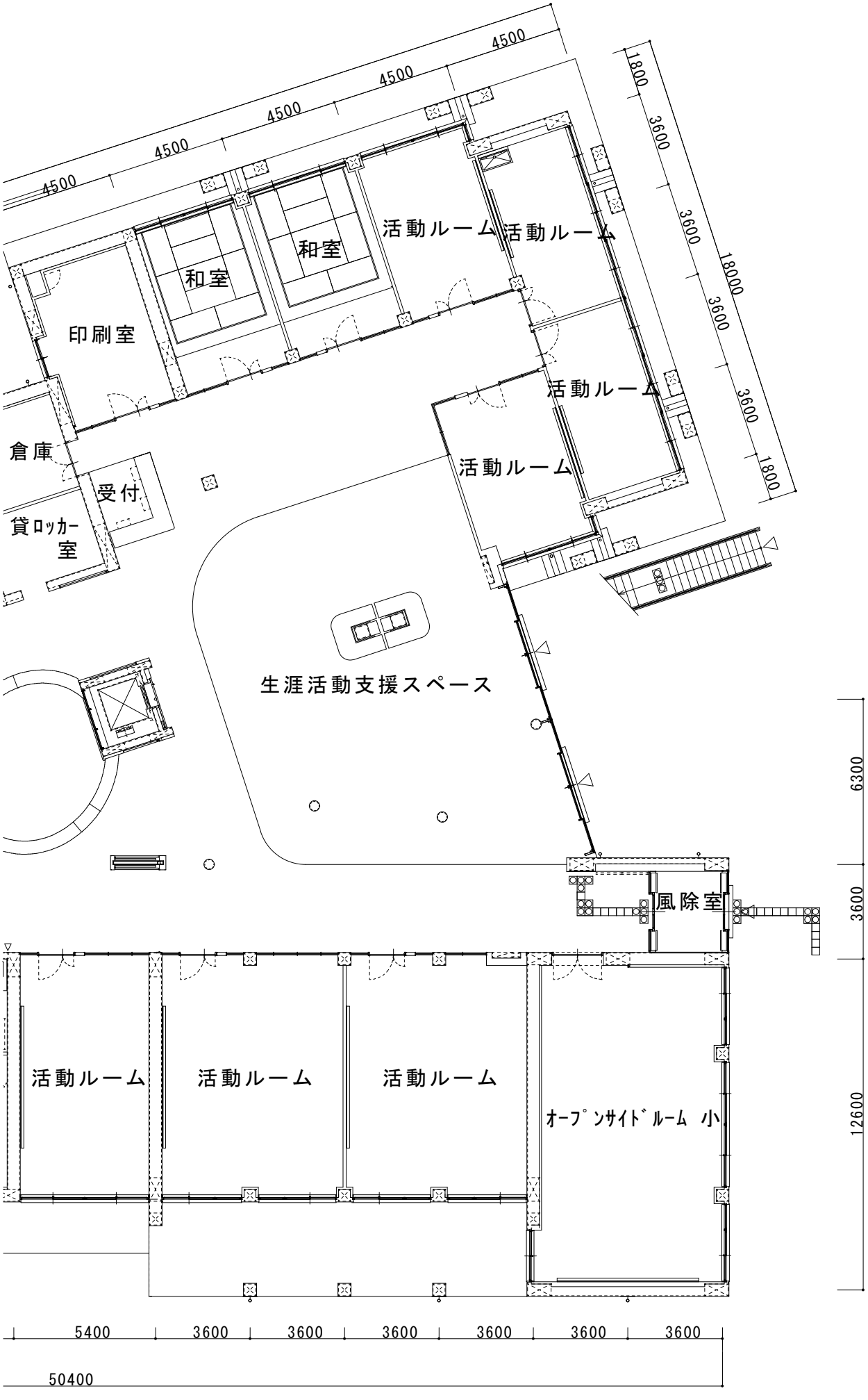
案　内　図

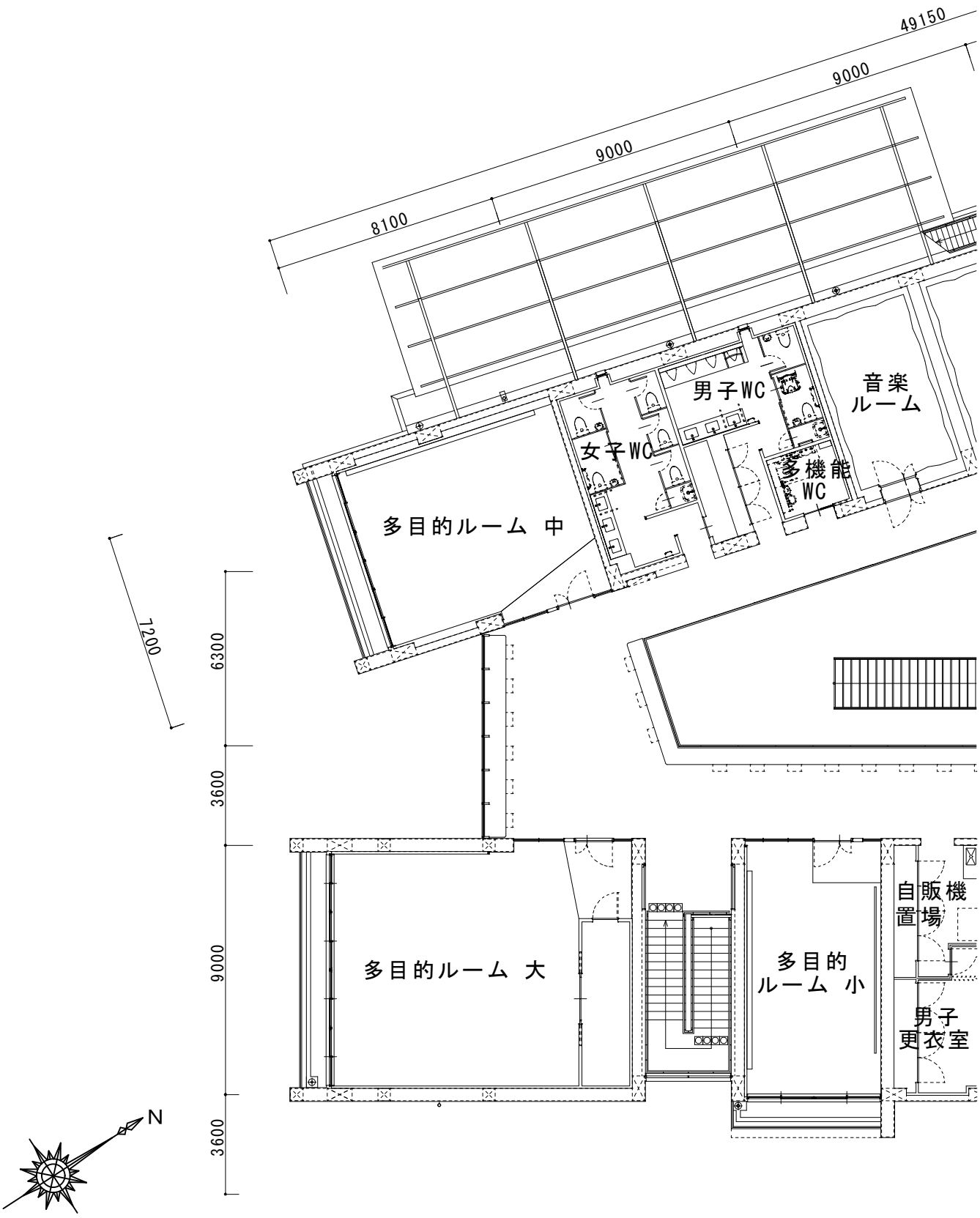


配置図　縮尺：1/800

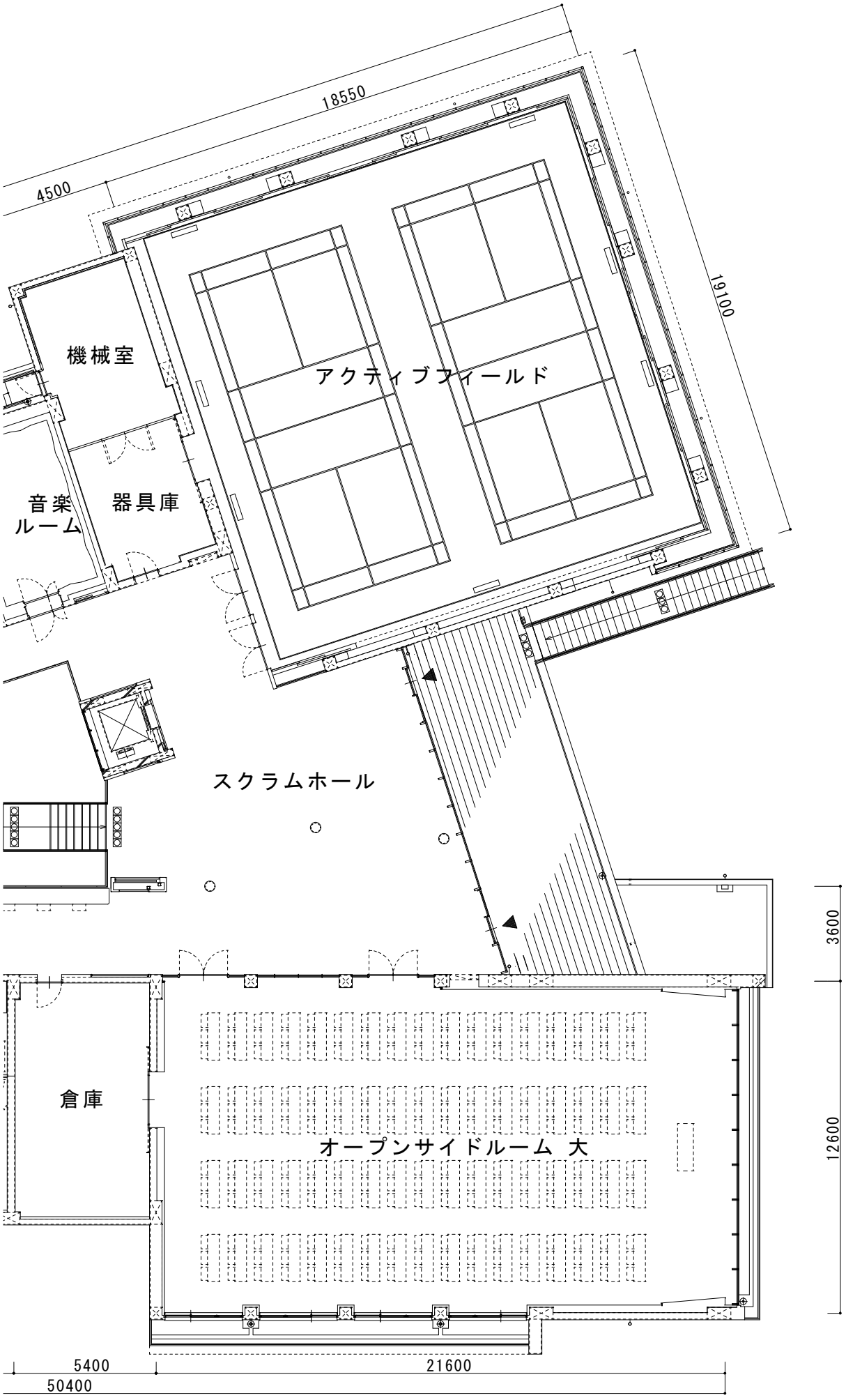


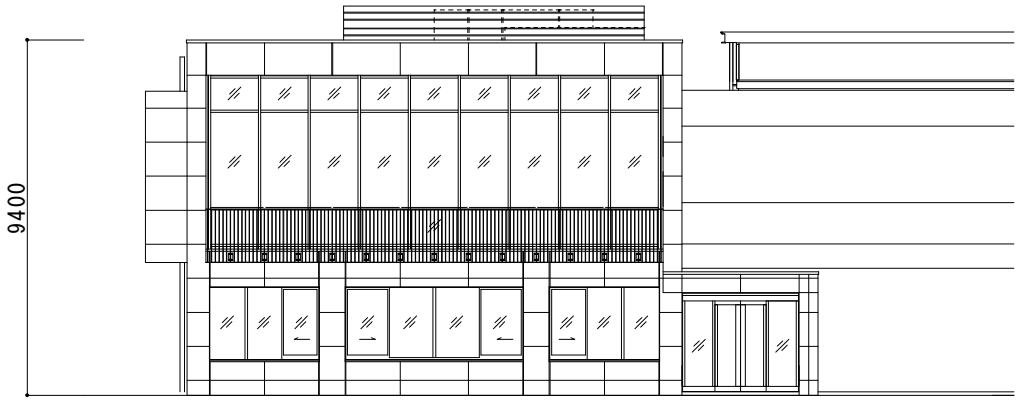
1階平面図 縮尺：1/200


4500
4500
4500
4500
4500
1800
3600
3600
18000
3600
3600
1800
印刷室
和室
和室
活動ルーム
活動ルーム
活動ルーム
活動ルーム
倉庫
受付
貸ロッカー室
生涯活動支援スペース
風除室
6300
3600
12600
活動ルーム
活動ルーム
活動ルーム
オープンサイドルーム 小
5400
3600
3600
3600
3600
3600
3600
50400

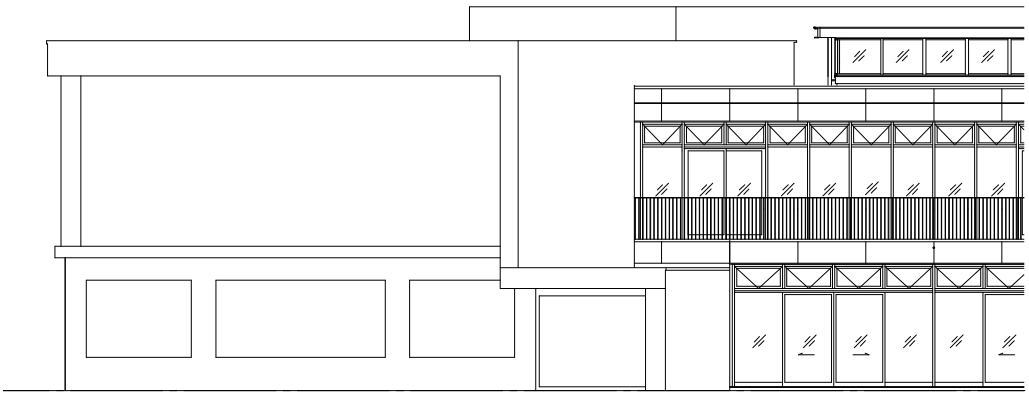


2階平面図 縮尺：1/200


18550
4500
19100
機械室
アクティブフィールド
音楽
ルーム
器具庫
スクラムホール
3600
倉庫
オープンサイドルーム 大
12600
5400
21600
50400

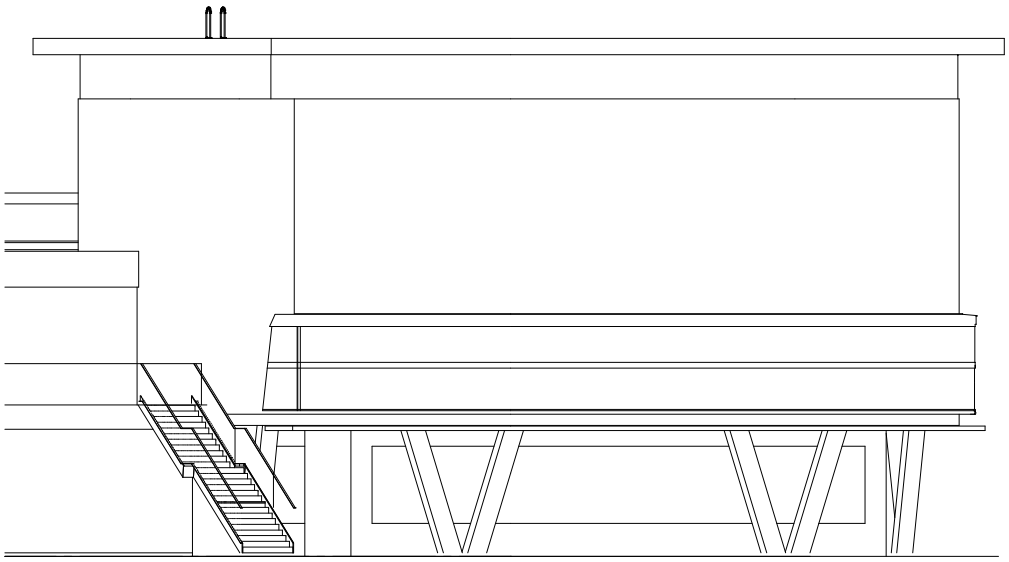


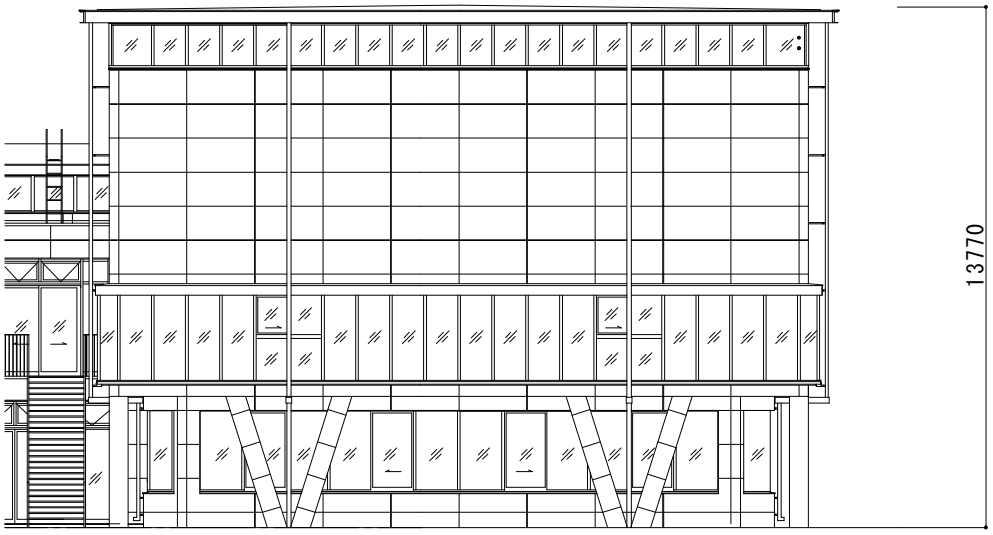
北側立面図１

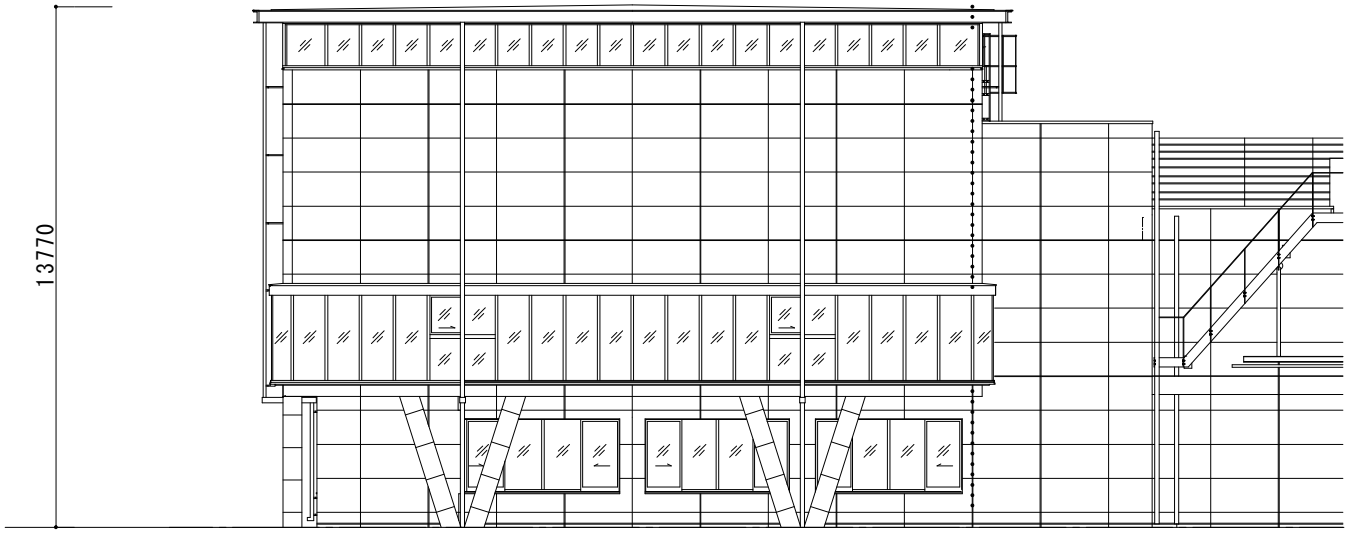


北側立面図２

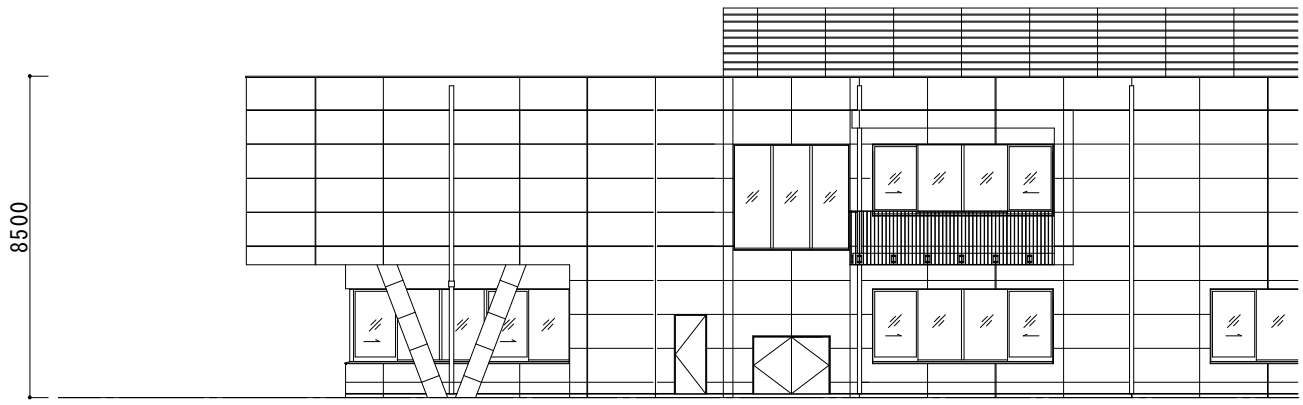
立面図　縮尺：1/200




13770

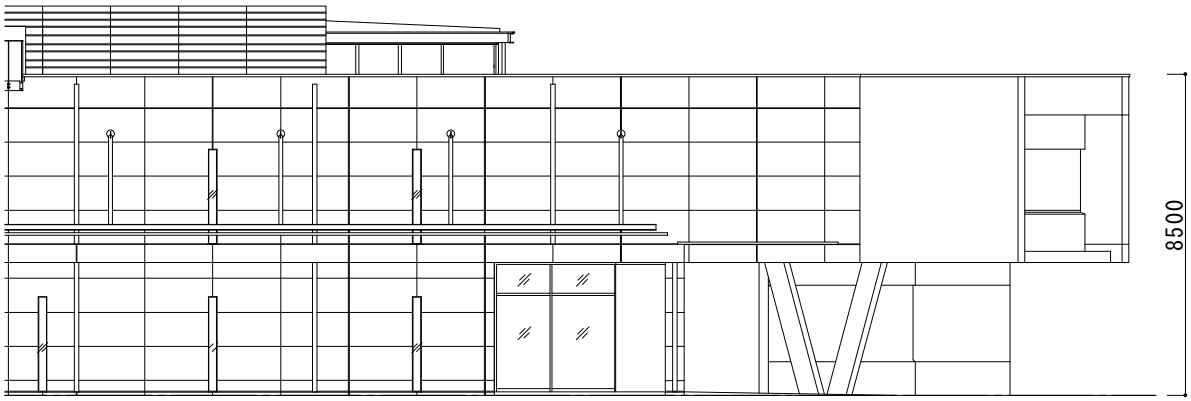


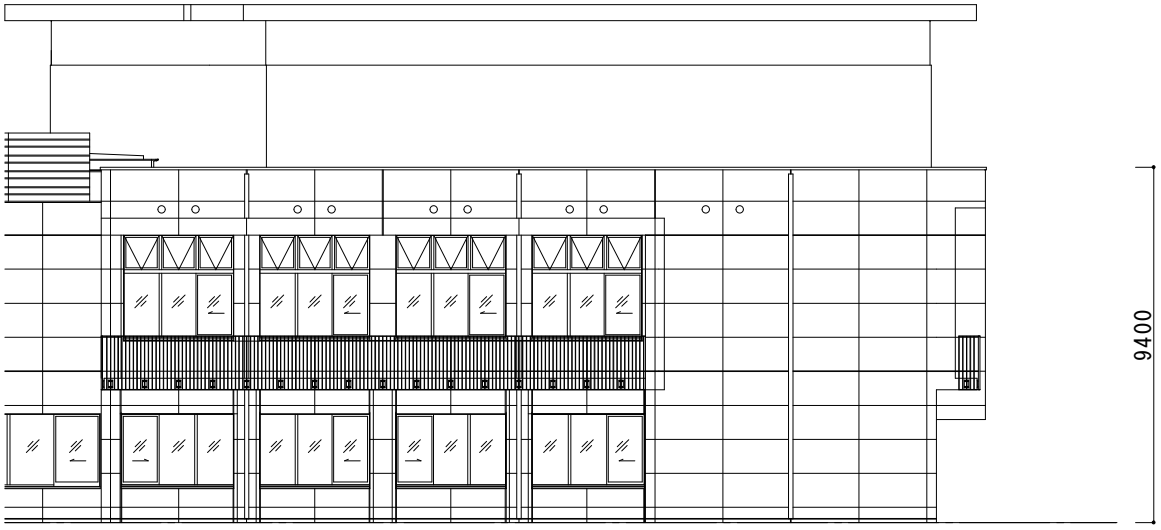
西側立面図

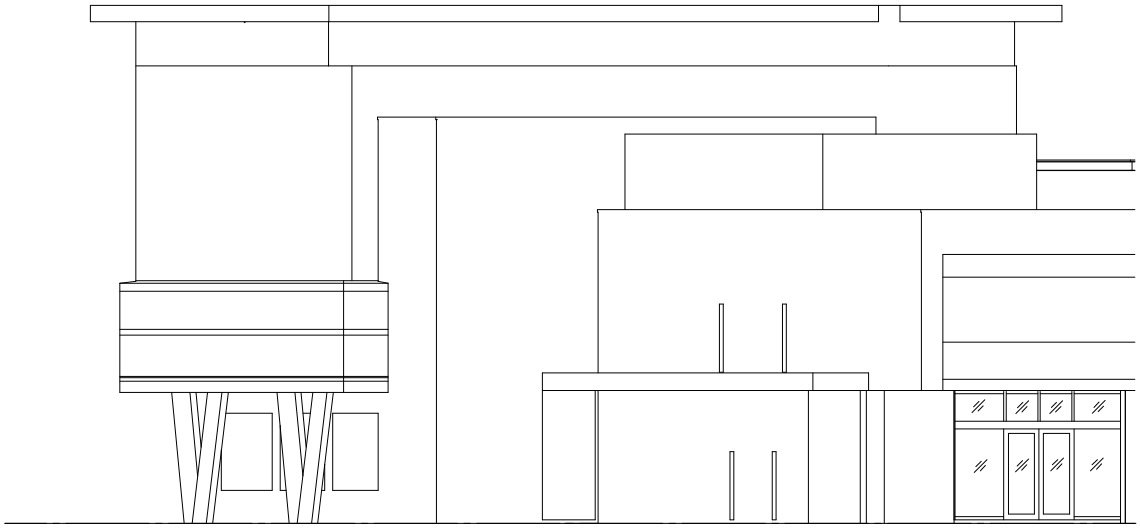


東側立面図

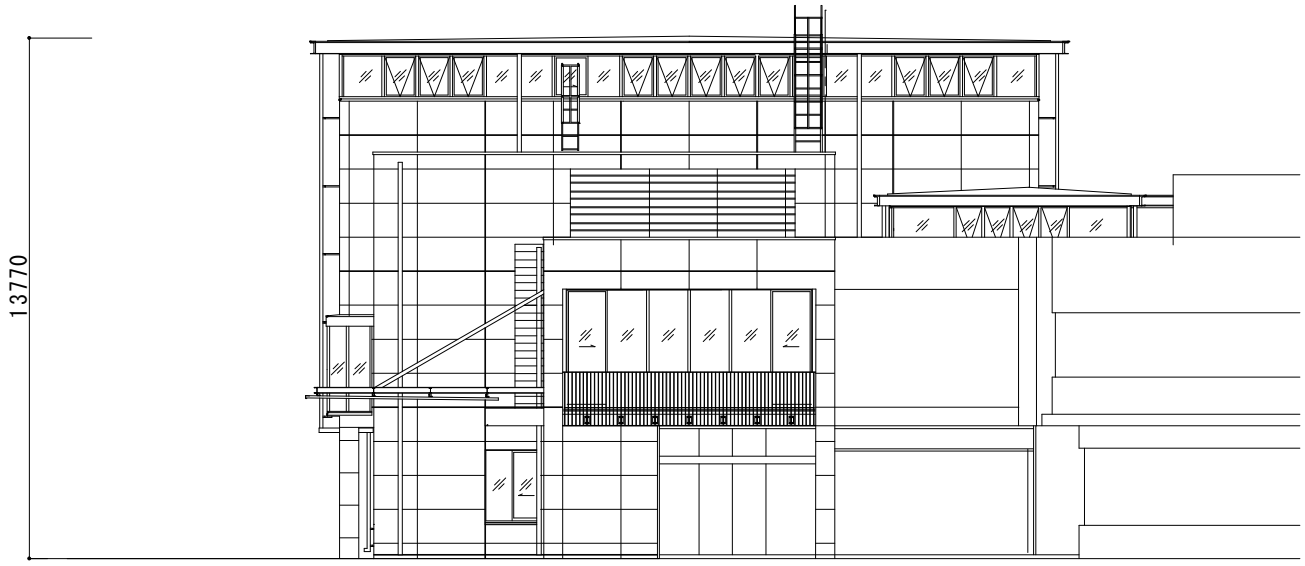
立面図　縮尺：1/200


8500


9400

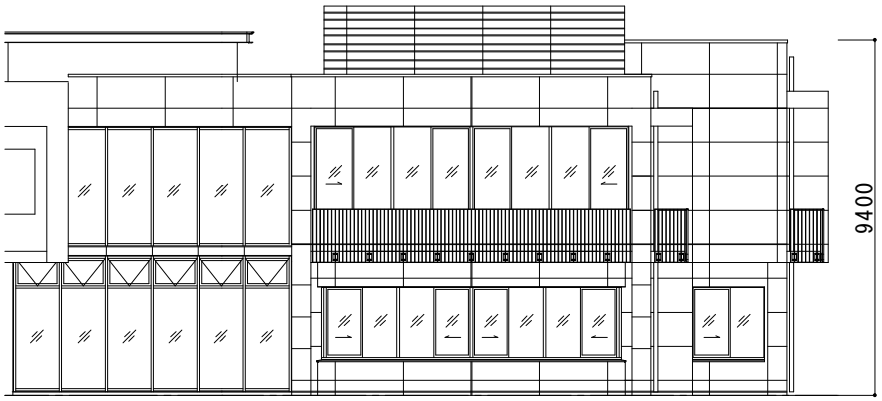


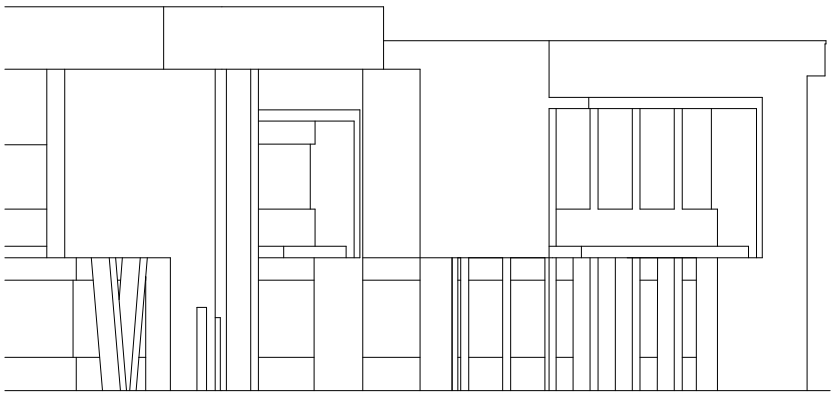
南側立面図１

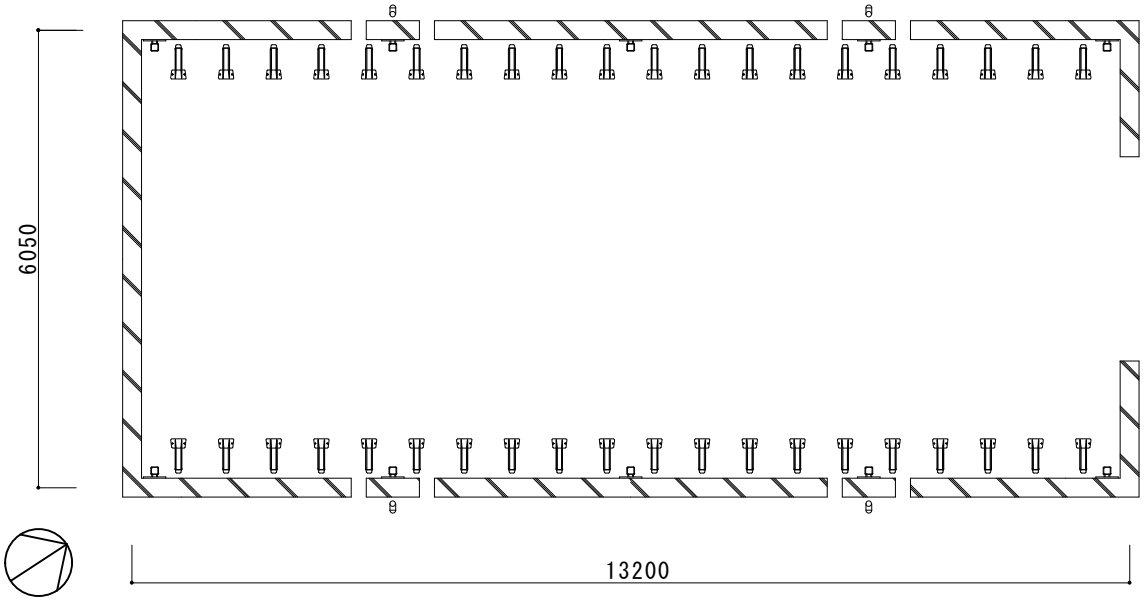


南側立面図２

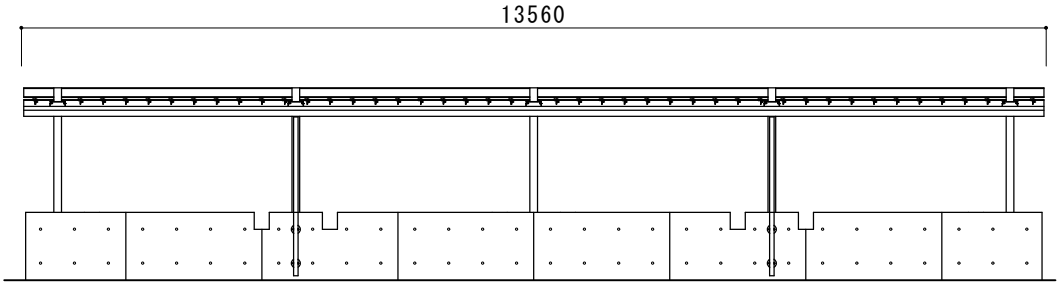
立面図　縮尺：1/200


9400

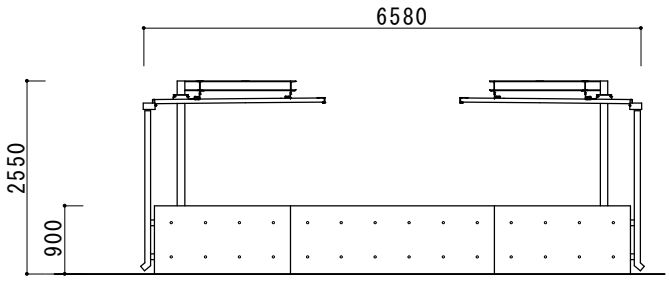




駐輪場平面図



西側立面図



南側立面図

駐輪場　縮尺：1/100

議案第９６号の参考資料

業　者　名　及　び　入　札　結　果

工　　事　　名	（仮称）第２中央生涯活動センター電気工事
工　事　場　所	熊谷市石原１４０７番地１ほか
入　札　年　月　日	令和７年７月２日

入　札　対　象　額	予　　定　　価　　格	最　低　制　限　価　格
301,290,000　円	301,290,000　円	277,186,800　円
うち消費税等の額	入　札　書　比　較　価　格	最低制限価格の100/110
27,390,000　円	273,900,000　円	251,988,000　円

番号	業　　者　　名	入　札　額		結果
		金　　額	順位	
1	㈱東電工業社	円 248,000,000		失格
2	㈱ヒグチ電機	辞退		
3	㈱福道電気	252,250,000	1	落札
4	㈱カイゴテック	263,550,000	2	
5	㈱長井電機	278,000,000	3	
6				
7				
8				
9				
10				

落　札　業　者	落　札　金　額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合　　計
㈱福道電気	252,250,000　円	25,225,000　円	277,475,000　円

１　工 事 名　　（仮称）第２中央生涯活動センター電気工事

２　工事場所　　熊谷市石原１４０７番地１ほか

３　工事概要

⑴　幹線・動力設備工事

⑵　電灯設備工事

⑶　誘導灯・非常照明設備工事

⑷　その他

４　建物概要

⑴　集会場

構造　鉄筋コンクリート造　地上２階建て

面積　３０４６．２３㎡

⑵　駐輪場

構造　鉄骨造　平屋建て

面積　２８．０５㎡（１棟につき）

議案第９７号の参考資料

業　者　名　及　び　入　札　結　果

工　　事　　名	（仮称）第２中央生涯活動センター設備工事
工　事　場　所	熊谷市石原１４０７番地１ほか
入　札　年　月　日	令和７年７月２日

入　札　対　象　額	予　　定　　価　　格	最　低　制　限　価　格
243,430,000　円	243,430,000　円	223,955,600　円
うち消費税等の額	入　札　書　比　較　価　格	最低制限価格の100/110
22,130,000　円	221,300,000　円	203,596,000　円

番号	業　　者　　名	入　札　額		結果
		金　　額	順位	
1	㈱オキナヤ	円 250,000,000	2	
2	㈱清水アーネット	209,600,000	1	落札
3	㈱マツモト設備	辞退		
4	㈱中島水道	190,700,000		失格
5	㈱奈良電器	辞退		
6				
7				
8				
9				
10				

落　札　業　者	落　札　金　額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合　　計
㈱清水アーネット	209,600,000　円	20,960,000　円	230,560,000　円

１　工 事 名　　（仮称）第２中央生涯活動センター設備工事

２　工事場所　　熊谷市石原１４０７番地１ほか

３　工事概要

⑴　空調換気設備工事

⑵　給排水衛生設備工事

⑶　消火設備工事

⑷　その他

４　建物概要

⑴　集会場

構造　鉄筋コンクリート造　地上２階建て

面積　３０４６．２３㎡

⑵　駐輪場

構造　鉄骨造　平屋建て

面積　２８．０５㎡（１棟につき）

議案第９８号の参考資料　工事請負契約の締結についての変更について（熊谷市立熊谷東小学校教室棟改修建築工事）

変　更　請　負　代　金　額　算　出　表

当初設計額	当初請負代金額	変更設計工事価格	変更請負代金額	消費税等相当額	摘要
税込	税込	税別	税込	内	
641,520,000	607,640,000	587,800,000	612,370,000	55,670,000	

当初請負代金額	607,640,000
当初設計金額	641,520,000
（請負率）	94.71%

×

変更設計工事価格	587,800,000

＝ 556,705,380

変更請負工事価格（改め）	556,700,000

変更請負工事価格	556,700,000	×０．１０＝	55,670,000 消費税等相当額

合計（変更請負代金額）＝ **612,370,000**

当初請負代金額との差額 **4,730,000** 円の増

議案第９９号の参考資料　工事請負契約の締結についての変更について（熊谷市立荒川中学校教室棟改修建築工事）

変　更　請　負　代　金　額　算　出　表

当初設計額	当初請負代金額	変更設計工事価格	変更請負代金額	消費税等相当額	摘要
税込	税込	税別	税込	内	
500,830,000	474,100,000	460,900,000	479,820,000	43,620,000	

当初請負代金額	474,100,000
当初設計金額	500,830,000
（請負率）	94.66%

×

変更設計工事価格	460,900,000

＝ 436,287,940

変更請負工事価格（改め）	436,200,000

変更請負工事価格	436,200,000	×０．１０＝	43,620,000 消費税等相当額

合計（変更請負代金額）＝ **479,820,000**

当初請負代金額との差額 **5,720,000** 円の増

議案第１００号の参考資料　工事請負契約の締結についての変更について（熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事（１期））

変　更　請　負　代　金　額　算　出　表

当初設計額	当初請負代金額	変更設計工事価格	変更請負代金額	消費税等相当額	摘要
税込	税込	税別	税込	内	
406,120,000	383,900,000	373,200,000	387,970,000	35,270,000	

当初請負代金額	383,900,000
当初設計金額	406,120,000
（請負率）	94.52%

×

変更設計工事価格	373,200,000

＝ 352,748,640

変更請負工事価格（改め）	352,700,000

変更請負工事価格	352,700,000	×０．１０＝	35,270,000 消費税等相当額

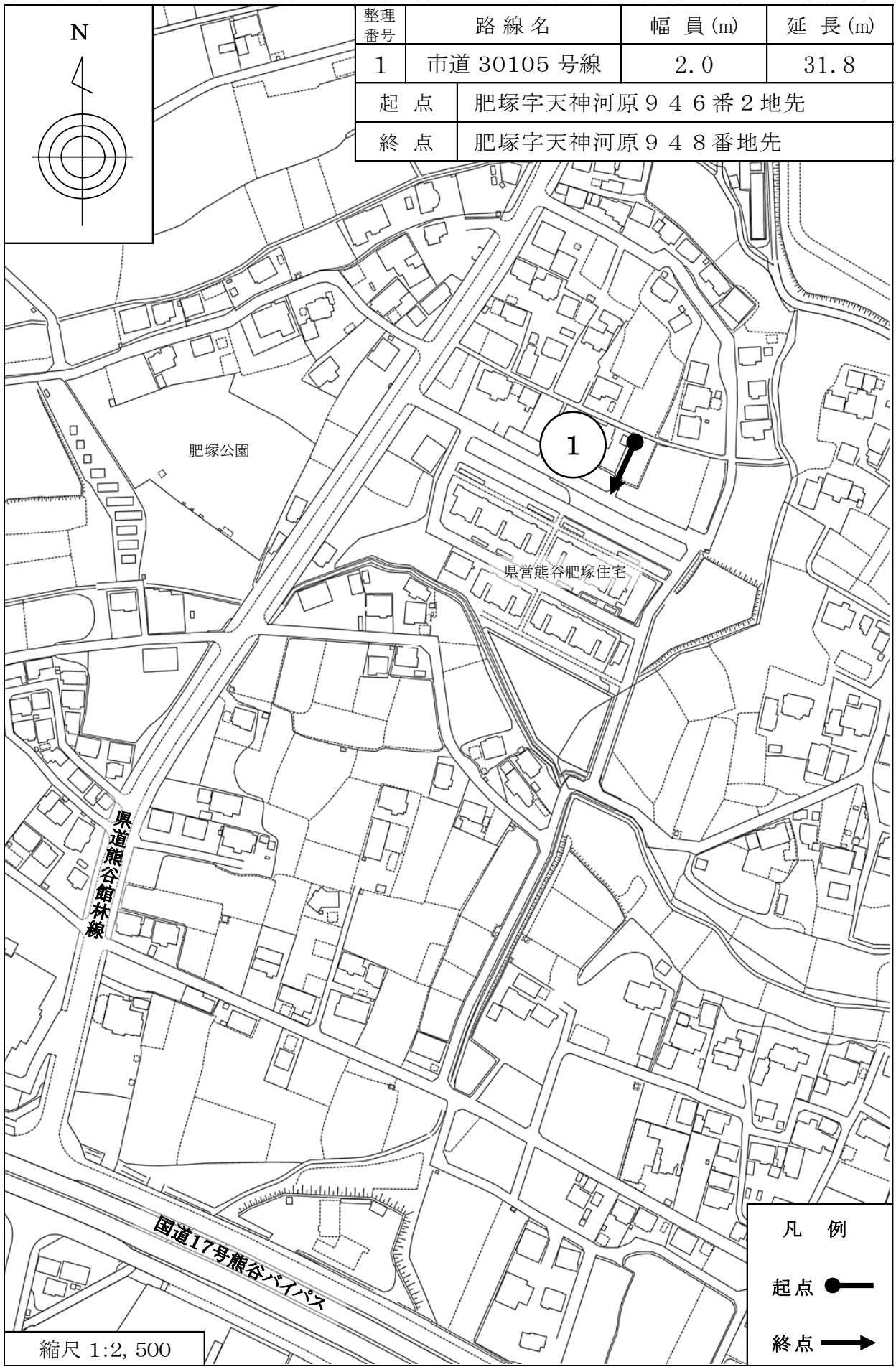
合計（変更請負代金額）＝ **387,970,000**

当初請負代金額との差額 **4,070,000** 円の増

議案第 １０１ 号の参考資料

廃止路線調書・位置図

整理番号	路　線　名	廃　止　理　由
1	市道　30105　号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため



整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1	市道 30105 号線	2.0	31.8

起　点	肥塚字天神河原９４６番２地先
終　点	肥塚字天神河原９４８番地先